

大山奈々子県議の代表質問 (要旨) =分割質問=

2021年9月14日 (火) 15:40~16:35

<質問項目>

【1】県民のいのちを守る取組について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の病床確保と地域療養体制の充実について
 - ア. 治療ができる病床を確保することについて
 - イ. 宿泊療養施設の活用について
 - ウ. 自宅療養者に対するケアについて
- (2) 法の趣旨に則った生活保護行政について
 - ア. 基本理念について
 - イ. 生活保護申請権を保障する仕組みについて
 - ウ. 扶養照会について
- (3) 土砂条例の見直しと、気候変動を加味した諸基準の見直しについて



【2】県政の諸課題について

- (1) 特別支援学校の適切な整備について
 - ア. 現状の課題認識と教室確保について
 - イ. 過大規模化の解消に向けた年次整備計画の策定について
- (2) 横浜市のIRカジノと住民投票について
 - ア. 本県の今後の対応について
 - イ. 住民投票について

【1】県民のいのちを守る取組について

(1) 新型コロナウイルス感染症の病床確保と地域療養体制の充実について

ア. 治療ができる病床を確保することについて

政府は8月2日、専門家の意見を聞くこともなく、突然入院対象を重症者と中等症で酸素投与が必要な人に絞り、そのほかの患者は自宅療養を基本とすると発表しました。

新型コロナ感染者の原則入院を堅持し、たとえ軽症、中等症であっても、医師が必要と判断したときには入院を受け入れるべきと指摘しておきたいと思えます。

元来、神奈川県は人口あたりの病院数、病床数、医師数、看護師数ともに全国最下位クラスにある状況で、病床を確保するためには、通常医療を大幅に削らざるを得ない状況になっています。少なくとも、ハイリスクの方には大型入院施設を用意し、治療を継続し、酸素投与を行うことが必要です。

感染者の多い政令市域には、臨時の大型入院施設が足りません。

そこで知事に伺います。

県がイニシアチブを発揮し、患者

数が多い政令市にも臨時の大型入院施設を開設し、機材、人材を確保するべきと考えますが、見解を伺います。

神奈川県の医療資源の乏しさ

医療指標 (単位)	神奈川県		全国平均に 足りない数
	実数	全国順位	
病院数 (施設)	336	47位	▲ 267
病床数 (床)	74,020	47位	▲ 37,481
医師数 (人) ※医療施設従事者	19,492	39位	▲ 3,149
看護師数 (人) ※常勤換算数	60,298	45位	▲ 20,695

【出典】厚生労働省・令和元年医療施設調査 (2019年10月1日) の第1表・第4表、平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況の統計表14・統計表15、及び平成30年衛生行政報告例 (就業医療関係者) の概況より共産党県議団作成 ※ (人口10万人対比の指数より推計)

取り交わし、食料品や日用品等の購入代行など生活支援事業を行っていますが、これも海老名市をはじめ6市2町1村にとどまっています。

そこで知事に伺います。

医療提供体制の構築は、県の責務です。本県の医療資源が全国に比して低い水準であったことが生み出してしまっている自宅療養者の安心安全確保のために、地域療養の神奈川モデルの対象を拡大し、重症化させないために医療行為も行える体制をつくる必要がありますが、見解を伺います。

また、市町村と連携した生活支援事業の対象をさらに拡充していくことは、県の責任で推進すべきと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事】

(2) 法の趣旨に則った生活保護行政について

生活保護について、今年2月にわが党の代表質問の中で取り上げました。(県の) 答弁は比較的前向きなものでしたが、生活保護に関わる課題が解決されたわけではありません。横浜市神奈川区では、生活保護申請に来所された方の申請を受け付けず、来所者の意思を尊重した対応が行えなかった事案が発生し、所管課が深い反省と謝罪を発表しました。

ア. 基本理念について

コロナ禍で困窮世帯が急増している状況でも、生活保護の利用がそれほど伸びていない要因の一つとして、制度的な問題の他に、生活保護制度に対するネガティブなイメージによる申請の躊躇があると懸念されます。

厚生労働省は公式ツイッターで「生活保護の申請は国民の権利です」というツイートを公開しました。

そこで知事に伺います。

生活保護制度は、憲法第25条、生存権を具体化する大切な制度です。

コロナ禍に限らず、「苦しい時にはためらわずに利用を」と呼びかけることが重要だと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事】

生活保護について

2021年4月1日
ツイート番号31125

制度種別: その他-生活保護関係
実施機関: 福祉事務所

関連記事
・生活に不安のある方へ

■生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。
・生活保護を申請したい方へ(厚生労働省) 啓発のり

■制度内容
*1 生活保護とはどのような制度ですか。
日本国憲法第25条により、健康で文化的な最低限度の生活を行うことが国民の権利として定められており、その権利を実現するための国の制度のひとつです。
家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害等何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで、最低生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的としています。

(川崎市HPより)

イ. 生活保護申請権を保障する仕組みについて

厚労省から、確実かつ速やかに要保護者の最低生活を保障する観点から、生活保護の弾力的な運用を行う旨の事務連絡が、昨年度6回にわたって発出されています。通勤用自動車や自家用の資産の処分指導を留保できること、生命保険に対する処分指導の留保などです。

申請には、車や持ち家の処分や、生命保険の解約が必要と思いついでいる方々に、弾力的運用をきちんと知らせる必要があります。

横浜市や小田原市は保護の「受給者」という表現を改め、「利用者」という言い方を採用しています。「受給」という言葉は、申請者にとっては「施しを受ける」というニュアンスが感じられるとのことで、各地で改善が図られたものです。

札幌市では、生活保護申請を促すポスターを作成して啓発も行っています。

そこで知事に伺います。

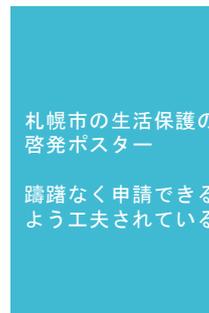
研修などの機会を通じ、生活保護制度の弾力的な運用についての説明を窓口で徹底すること、生活保護のHPやしおりに国民の権利であることを明記し、不当に申請を抑制するような表現を排除するよう改善を図ること、そのために県が指導性を発揮するべきと考えますが、見解を伺います。

また、札幌市のようなポスターを作成し、制度の利用を促すべきと考えますが、併せて伺います。

【黒岩知事】



(川崎市HPより)



(札幌市保健福祉局作成)

ウ. 扶養照会について

生活保護申請時に親族に申請者を扶養できないか問い合わせをする扶養照会は、国会でも有効性が疑わしく申請を阻むものとの問題が指摘され、厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と重ねて答弁しています。

厚労省は本年3月、実務マニュアルである「生活保護手帳別冊問答集」の記載を変更する通知を発出しました。生活保護申請者の意向を尊重する方向性を明らかにし、親族に問い合わせが行くことを拒否したい人は「拒否したい」という意思を示し、一人ひとりの親族について「扶養照会をすることが適切ではない」または「扶養が期待できる状態にない」ことを説明すれば、実質的に照会を止められることになりました。

そこで知事に伺います。

扶養照会に関する生活保護手帳別冊問答集の変更内容を改めて各地の窓口で徹底し、扶養照会書類については申請者に心理的負担をかけない形式への変更を求め、国や県の監査項目から扶養能力調査を削除することを国に求めるべきと考えるが見解を伺います。

【黒岩知事】

(3) 土砂条例の見直しと、気候変動を加味した諸基準の見直しについて

7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した大規模土石流による土砂災害により、甚大な人的被害が発生しました。静岡県の難波副知事は、土石流の起点周辺にあった盛り土について「違法な盛り土が災害の原因」との見解を示しました。

県や市の危機意識の薄さと条例による規制の限界、自治体任せにしてきた国の不作為という構造的な問題が指摘されています。

本県の土砂条例は、建設残土排出業者や運搬業者の責務と県の責務が明確でなく、土砂搬入禁止区域が限定的であるなどが課題です。

昨年、わが党の一般質問で、近年の降雨の激甚化にかんがみ、林地開発許可における降雨強度を現行の10年に一度の数値では不十分だと、林地開発基準の見直しを求めましたが、答弁は、国基準を準用しており適正だというものでした。

流域治水で先進的な滋賀県が2014年に制定した流域治水推進条例は、200年に一度の降雨による浸水想定区域を採用しています。

本年成立した流域治水関連法は、数十年に一度レベルの降雨を想定して基準を決めており、国土交通省は20世紀末比で「気候変動の影響により、21世紀末には全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍に上る」と試算し、これを背景に成立したとのことです。

そこで知事に伺います。

県の土砂条例について、発注者や事業者、県の責務を明記すること、土砂災害警戒区域の上流域や周辺等に土砂を持ち込んで処分することを禁止するなど、条例の中に規定する規制強化が必要であると考えますが、見解を伺います。

さらに、昨今、気候変動の影響により、豪雨が多発している実態を反映し、土砂条例はじめ林地開発許可基準など、本県の災害防止を目的に制定されている制度に関し、基準となる降雨強度の数値を強化し、上位法があるものに関しては降雨強度の数値の見直しを国に進言すべきと考えますが、見解を伺います。



熱海土砂災害

住宅を押し流した土砂が積もる逢初川上流部 (7月4日)

(しんぶん赤旗提供)

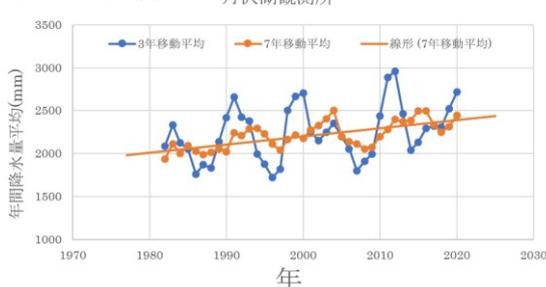


熱海土砂災害

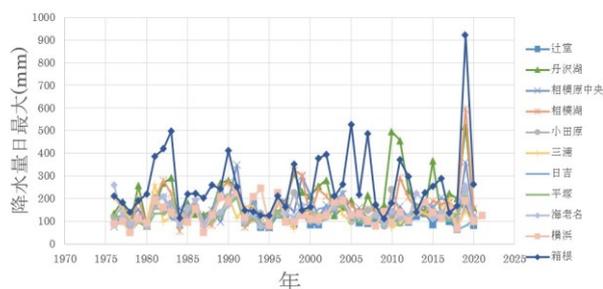
住宅を押し流した土砂が積もる逢初川中流部 (7月4日)

(しんぶん赤旗提供)

丹沢湖観測所における年間降水量平均の推移



神奈川県内各所における一日の降水量最大値の推移



(神奈川県内降水量結果報告 国土交通省気象庁データより作成)

【黒岩知事】

【2】県政の諸課題について

（1）特別支援学校の適切な整備について

ア．現状の課題認識と教室確保について

文科省は特別支援学校設置基準案を6月に公表し、省令として策定されることになりました。しかし、基準案には学校全体の児童生徒の人数の上限の設定がないなど不十分で、策定の際には改善が求められます。

本県は、国の求める広さ基準を校舎面積で18校、運動場の面積で20校が基準を満たしておらず、設置当初に想定された生徒数の1.8倍、2倍となっている学校もあり、教室不足数が県下では全国第2位の213教室、県立では88教室にも上っています。

文教常任委員会での「基準面積に不足している学校が今ございますけれども、そのことが授業を実施する上での課題となっているという状況はございません」という答弁は、大問題です。

そこで教育長に伺います。

県立だけでも88教室も不足している状況で、子どもたちに十分な環境を提供できていないという状況をどう認識していますか。また、早急に教室確保をどう行うのか伺います。

【桐谷教育長】

イ．過大規模化の解消に向けた年次整備計画の策定について

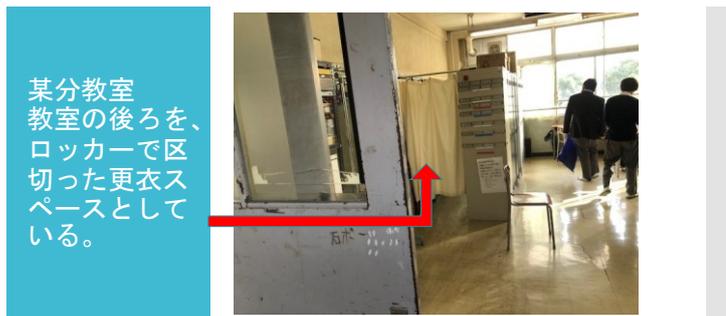
県教育委員会は特別支援学校の過大規模化に計画的に対応するとし、分教室やインクルーシブ教育実践推進校を増やしてきましたが、この二つの教育形態について再三改善を求めてまいりました。

文科省の特別支援学校設置基準案では、分教室は本校に含めて算定され、本校から遠く離れた分教室が多い中で、数字上の合算をしても根本解決にはつながりません。

そこで教育長に伺います。

特別支援学校不足による過大規模化を解消し、教育環境を整えるため、設置基準に合致する特別支援学校の整備と分教室の解消を視野に入れた既存校の改善に向けた年次整備計画を策定する必要があると考えますが、見解を伺います。

【桐谷教育長】



(共産党県議団撮影)

(2) 横浜市の I R カジノと住民投票について

ア. 本県の今後の対応について

8月22日投開票の横浜市長選挙において、カジノに関する住民投票条例を求める署名運動から生まれた市民団体と5野党が共同で推した、カジノ誘致反対を掲げる山中竹春候補が大差で勝利をおさめました。投票率も前回は11%上回る結果となりました。

市政の重要課題に対し、住民意見の反映を求める約20万筆近い署名を付した住民投票条例を否決した議会与党への不信、市民の声に応える市政運営の期待がありました。知事はこの間、カジノを含む I R は経済効果が見込めるなどと述べて、カジノ誘致にまい進する横浜市の要請に応え、積極的に支援してきましたが、この度の市の方針転換を受け、判断が迫られます。

そこで知事に伺います。

この度の横浜市長選挙で示された民意を踏まえ、I R 推進に歩調を合わせてきた自身の姿勢をどのように顧みているのか伺います。

また、先般、山中市長の所信表明演説の中で I R 誘致について撤回表明がなされたことを受けて、本県としてはどのように対応するのか伺います。

【黒岩知事】

イ. 住民投票について

イ. 次に、住民投票についてです。

住民投票条例議案を審査する過程で、当時の林市長が「住民投票の意義が見いだせない」と意見を付したこと、議会討論の中で与党議員が、自分たちこそ市民の代表であり軽々に市民に判断をゆだねるべきでないという趣旨の発言があったことに対し、きわめて不遜であると、市民の皆さんが口々に訴えていました。市長選挙の結果をみると、市長や議会が多数の民意を無視したことに審判が下ったものといえます。多数の意見と首長や議会の認識に乖離がある場合に、住民の要求に基づき住民投票を行うことは、地方自治体の行政運営にとって有効な手段だと考えます。

そこで知事に伺います。

住民投票の意義について、知事の見解を伺います。

【黒岩知事】

カジノに関する
住民投票条例を
求める署名活動



(共産党県議団撮影)